

由布市公告第 13 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び由布市契約事務規則（平成 17 年規則第 51 号）第 27 条の規定に基づき公告する。

令和 2 年 6 月 22 日

由布市長 相 馬 尊 重

- 一 本案件は、条件付き一般競争入札である。
- 二 性能発注方式（設計施工契約方式）であり、参加資格確認後に発注仕様書に基づき見積設計書の提出が必要となる。

第 1 競争入札に付する事項

(1)	工事名	由布市汚泥再生処理センター整備工事
(2)	工事場所	大分県由布市挾間町鬼崎 7 1 9 番地
(3)	工期	本契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで
(4)	工事概要	由布市汚泥再生処理センターの既存の建屋、水槽等を活用して汚泥再生処理センターに改造し整備する工事である。改造に際し現在 2 施設ある水処理系列を 35kL/日系に一元化することを基本方針とする。 ・機械工事：1 式 ・配管工事：1 式 ・土木・建築工事(水槽防食塗装・建築附帯設備、場内道路工事含む)：1 式 ・電気工事：1 式 ・計装工事：1 式 ・仮設工事：1 式 ・撤去工事：1 式 ※詳細は、発注仕様書参照のこと
(5)	予定価格	2,016,065,700 円（消費税及び地方消費税を含む。） 1,832,787,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6)	最低制限価格	設定なし

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事について、次の 1～2 の全ての要件を満たしている者（単体）に限り入札参加を認める。

1 企業の要件

次の表において、(1)から(5)の全ての要件を満たしていること。

(1)	業種	清掃施設工事または機械器具設置工事	由布市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成17年10月1日告示第2号）による、清掃施設工事または機械器具設置工事入札参加資格の認定を受けている者であること。
(2)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
(3)	総合評定値（P点）	清掃施設工事または機械器具設置工事に係る総合評定値（P点）が950点以上であること。	建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち、清掃施設工事または機械器具設置工事に係るもの、ただし、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間を審査基準とする直近のものに限る。
(4)	企業における同種工事の施工実績	企業の施工実績として、平成22年4月1日から入札公告日までの間に、地方公共団体発注の次に掲げる内容の工事を元請として単独で受注し竣工した実績のある者であること。 工事内容は、公共用水域に放流し、助燃剤化する汚泥再生処理センター建設工事を改造工事により竣工させた実績が1か所以上あること。 なお改造工事とは、既存施設の建築・水槽構造物を活かして設備の更新を行う工事をいう。	
(5)	有効な経営事項の審査状況	経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月を経過していない者	

2 配置予定技術者の資格要件

次の表において、(1)から(3)の全ての要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(1)	国家資格等	第2の1の(1)の業種に係る建設業法第15条第2号の資格を有する者であること。
(2)	監理技術者資格等	配置予定技術者は、第2の1の(1)の業種において、開札予定日現在で有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
(3)	雇用関係	開札予定日の3ヶ月以上前に雇用された者であること。

※「監理技術者」とは、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者をいう。

第3 入札手続

1 担当課

(1)	入札及び契約 担当課	郵便番号：879-5498 住 所：由布市庄内町柿原302番地 部 署：由布市財政課契約検査室（本館2階） 電 話：097-582-1111（内線）1258 佐藤・田中 FAX：097-582-3971
-----	---------------	---

2 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

(1)	交付期間	自 令和2年6月22日（月）公告後 至 令和2年7月21日（火）午後5時00分	直接交付は左記の うち開庁日に限る
(2)	交付場所	由布市ホームページまたは1の担当課に同じ	
(3)	交付方法	由布市ホームページまたは直接交付にて行う。 由布市ホームページ http://www.city.yufu.oita.jp/biz/nyuusatukeiyaku/	

3 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

(1)	閲覧期間	自 令和2年6月22日（月）公告後 至 令和2年7月21日（火）午後5時00分	直接閲覧は左記の うち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	由布市ホームページまたは1の担当課に同じ ※発注仕様書のWord形式データを希望する場合は、第3の1の(1)担当課へ連絡のこと。	
(3)	閲覧方法	由布市ホームページまたは1の担当課での閲覧 由布市ホームページ http://www.city.yufu.oita.jp/biz/nyuusatukeiyaku/	

4 入札参加資格に関する質問書等の提出方法等

(1)	受付期間	自 令和2年6月23日（火）午前8時30分 至 令和2年7月17日（金）午後5時00分	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出先	1の担当課に同じ	
(3)	提出方法等	電話、FAX、持参によるものとする。 ※FAX発信の後に必ず担当者へ到着確認を行うこと。	

5 上記4の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。）

(1)	回答書の閲覧 期間	自 質問を受けた日の翌日から起算して2日以内 （土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く） 至 令和2年7月21日（火）午後5時00分	直接閲覧は左記の うち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	質問者へ直接回答を行う。 書面での質問に限り、由布市ホームページおよび1の担当窓口に掲示する。	

6 競争入札参加資格確認申請書の提出

(1)	受付期間	自 令和2年6月23日（火）午前8時30分 至 令和2年7月21日（火）午後5時00分	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出方法	持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）。 郵送の場合は、提出期間の最終日必着のこと。封筒に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。	
(3)	提出書類	別紙の様式第1号（その1）、様式第2号（その1）、様式第3号（その1）、 様式第4号（その1）を提出すること なお各様式記載の要領により作成、必要な資料の添付を行うこと。	

7 競争参加資格確認通知について

(1)	確認通知日	申請受付日より7日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）に 随時資格確認を行い確認結果を通知する。 最終の確認結果通知日は、令和2年7月28日（火）とする。
-----	-------	--

8 設計図書等に関する質問書の提出方法等

(1)	受付期間	自 令和2年6月23日（火）午前8時30分 至 令和2年8月6日（木）午後5時00分	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出先	住 所：由布市庄内町柿原302番地 部 署：由布市 環境課（新館2階） 電 話：097-582-1111（内線）2272 平山 FAX：097-582-1361	
(3)	提出方法等	FAX又は持参によるものとする。 ※FAX発信の後に必ず担当者へ到着確認を行うこと。	

9 上記8の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。）

(1)	回答書の閲覧 期間	自 質問書の提出を受けた日の翌日から起算して5日 以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く） 至 令和2年8月17日（月）午後5時00分	直接閲覧は左記の うち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	質問者へ直接回答を行う。 あわせて由布市ホームページおよび1の担当窓口に掲示する。	

10 見積設計図書の提出と審査等について

(1)	受付期間	第3の7の競争参加資格確認通知後より 至 令和2年8月17日（月）午後5時00分まで	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出方法	持参または書留郵便（簡易書留郵便を含む）。 郵送の場合は、提出期間の最終日必着のこと。封筒に「見積設計図書在中」と朱書きすること。	
(3)	作成方法	由布市汚泥処理センター整備工事発注仕様書に基づき作成すること。	
(4)	審査	見積設計書提出後由布市において審査を行う。なお審査にあたり必要に応	

		じてヒアリングを実施する。
(5)	審査結果通知	令和2年8月31日（月）

1 1 入札について

(1)	入札日時と場所	令和2年9月4日（金）午前9時30分 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 本庁舎 本館3階大会議室
(2)	入札回数	入札回数は、原則として1回とする。
(3)	入札方法	①入札は、入札場所へ出場するものとし、電送または郵送による入札は認めない。 ②入札書には、入札金額の根拠となる入札金額内訳書を同封するものとし、入札金額内訳書を付さない入札は無効とする。 ③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)	入札金額内訳書	①入札書と同封のうえ提出すること。 ②様式は任意様式とするが、入札書に記載された金額と内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除いた金額）が一致していない場合は無効とする。 ③詳細については、第4の入札金額内訳書の作成等による。
(5)	落札者の決定	入札の執行後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(6)	入札書の様式等	第3の7の通知後に由布市より様式等を送付するので、その様式によること。

第4 入札金額内訳書について

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。
2	<u>住所、商号又は名称、代表者氏名、捺印、工事名、工事場所、工事価格（税抜）及び工事費（税込）を必ず記載</u> すること。
3	この入札は、由布市建設工事入札金額内訳書取扱要領（平成27年告示第29号）を適用するが、本公告で指示のある事項は、本公告によるものとする。
4	工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならない。ただし、工種別又は種目別内訳書内での値引き及び調整は可とする。

5	入札金額内訳書の様式は別紙の通りとする。
6	工事価格と入札金額が一致していること。
7	上記の内容を満たさない場合は、入札金額内訳書の提出がないものとみなす。
8	入札金額内訳書提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。
9	入札金額内訳書の様式は、任意の様式で差し支えない。

第5 入札参加資格事項等の共通事項

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
3	由布市暴力団排除条例に基づく措置	自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） (3) 暴力団員が役員となっている事業者 (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者 (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
4	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続き等	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社

	の有無	更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
--	-----	---

第6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第3の7の(1)通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式自由）を持参して求めることができるものとする。 書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
2	回答	1の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

第7 その他の事項

1	現場説明会	入札参加資格が確認できた者で希望する場合に実施する。 実施日は、入札参加資格の確認後から令和2年8月7日（金）までの間とし、希望日を事前に由布市環境課と日程調整を行うこと。
2	入札保証金及び契約保証金	(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 納付（請負代金額の10分の1以上） ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
3	入札の無効	次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1)入札者としての資格のない者のした入札 (2)競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3)同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4)同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5)入札金額を訂正した入札 (6)入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札

		(7) 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札 (8) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 (10) 申請書等を提出しなかった者のした入札 (11) 閲覧期間内に設計図書を閲覧していない者のした入札 (12) 予定価格を超える金額での入札 (13) 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (14) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合、次の①から④のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ①落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合 ②すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合 ③入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合 ④その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
4	支払い条件	由布市が設定する支払限度額の範囲 (1) 前金払はなしとする。 (2) 部分払、完成払とする。 令和2年度 24,200 千円以内 令和3年度 1,324,290 千円以内 令和4年度 763,510 千円以内 ただし、部分払の状況により令和3年度、令和4年度の限度額は変わることがある。
5	その他	(1) この公告に定めのない事項については、由布市一般競争入札実施要領、由布市要件設定型一般競争入札実施要領、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約規則、由布市公共工事請負契約約款、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。 <u>(2) 本公告の工事請負契約の締結は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により定められた由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（平成17年10月1日条例第61号）第2条</u>

	<u>に規定する由布市議会の議決事項であり、当該入札の落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決を得た時本契約となるものである。なお、契約担当者は議会の議決が得られなかったことに伴う損害（仮契約の解除を含む。）が落札者に発生してもその損害賠償の責めを一切負わないものとする。</u> (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (4) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①又は②に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。 (指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。) ② 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (5) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(4)の①又は②に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (6) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(3)または(4)に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。 (7) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に(4)の①又は②に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 (8) 本工事に係る下請負契約については、由布市内に本店を有している者を優先して活用するように努めること。 <u>(9) 本工事に係る燃料、物品、建設資材、建設機械等の購入やリース、工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を由布市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。</u> (10) この競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。 (11) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (12) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札書提出後に配置予定の技術者が配置できないことと
--	--

	なったときは、開札予定日時までに契約担当者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出（開札後の書面提出は受け付けない。）すること。その旨を記した書面の提出があったときは、その入札を無効とする。また、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合は、指名停止基準に基づき指名停止を行うことがある。 (13) 配置予定技術者又は既配置技術者の交代については、真にやむを得ない理由（死亡、傷病、退職等）がある場合これを認めるものとするが、当該配置予定技術者又は既配置技術者の交代が生じたときは、この公告に示した資格条件を満たす者（以下「交代の技術者」という。）を配置するものとする。ただし、交代の技術者との雇用関係は、次のとおりとする。 ① 現場代理人・主任技術者等選任通知前に配置予定技術者の交代が生じたとき。この公告に示したとおりの雇用関係 ② 現場代理人・主任技術者等選任通知後に既配置技術者の交代が生じたとき。 (14) 入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。 (15) 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。 (16) 契約担当者は、必要があると認められる場合は、開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (17) この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書及び資料等は公表しないものとする。 ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。 (18) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。 (19) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。 (20) 提出された申請書及び資料は、返却しない。 (21) 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。
--	---

		(22) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。 (23) 仮契約の相手方、落札者、落札候補者又は落札予定者には、共同企業体の代表構成員、その他の構成員が含まれる。 (24) 契約書類の提出に必要な費用は落札者の負担とする。 (25) その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。
--	--	---